

平成30年度第2回民間GAP認証取得支援事業公募要領

平成30年7月23日決裁

1 目的

県産農産物のより一層の安全性と信頼性の向上のため、民間GAP認証を取得しようとする農業者等に対し、審査費用などの認証取得に必要な経費を助成する。

2 補助対象者

(1) 農業者

(2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

(3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(4) 農業協同組合

その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(6) 農業の専門学科を有する教育機関（授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている機関又は位置付けることとしている機関に限る。）

(7) その他県が支援の対象とすることが適当と認める者

2 補助対象事業

地域のモデルとなる農業者等が、新規にGLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAPの認証を取得するため必要な次の掲げる取組。ただし、(1)の取組は必須とする。

(1) 認証審査

(2) 認証取得に係る環境整備

(3) 研修指導の受講

3 補助対象経費

(1) 認証審査費用

審査費用（登録費用、認証発行手数料等の諸費用を含む）審査員旅費 等

(2) 認証取得に係る環境整備費（GAP認証取得に必要なものに限る）

設備改修資材導入費※、分析費（残留農薬、水質、土壌等）、ICTサービス利用料 等

※農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が50万円未満のものに限る。

(3) 研修指導の受講費

研修指導費用、講師旅費 等

4 採択要件

(1) 支援対象のGAP認証を新たに取得する者であること。

(2) 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得する事を確約する者であること（ただし、農業の専門学科を有する教育機関を除く。）。

(3) S-GAP実践農場またはS-GAP実践農場2020であること。（事業年度中に、S-GAP実践農場またはS-GAP実践農場2020になることが確実であることを含む）。

5 補助上限額等

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 補助上限額

| 取得するGAP認証 | 補助上限額 |
|----------------|-------|
| GLOBALG. A. P. | 295千円 |
| ASIAGAP | 150千円 |
| JGAP | 130千円 |

※上限額は税抜き額とする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおりとする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあつては、県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 補助上限額

| 認証の種類 | 支援額の上限 |
|----------------|-----------------------|
| GLOBALG. A. P. | 295千円×(団体の構成員数の平方根+2) |
| ASIAGAP | 150千円×(団体の構成員数の平方根+2) |
| JGAP | 130千円×(団体の構成員数の平方根+2) |

※支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合。

※上限額は税抜き額とする。

※団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあつては、県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導(団体の構成員数の平方根+2)日分に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

6 応募方法

(1) 公募期間

平成30年7月24日(火)～8月24日(金)

※受付時間は、週休日、祝祭日を除く8時30分～17時15分とする。

(2) 応募先

事業応募者の住所または所在地を管轄する農林振興センター(管理部地域支援担当)に、直接、必要書類を持参する。

(3) 必要書類

ア 事業実施計画承認申請書(別添様式)

イ 法人又は団体の概要書(構成員、生産、販売等の概要)

ウ 団体の規約、構成員一覧

エ 事業費の根拠となる資料(参考見積書、資材等のカタログ等)

オ (実需者からGAP認証取得を求められている場合)実需者の具体的名称や認証が必要な時期を確認できる資料

エ その他、知事が必要と認める資料

7 審査

書類審査等により審査を行い、その結果を平成30年9月上旬までに事業応募者に通知する。

なお、補助対象となる事業実施経費の積算額の合計が、本事業の予算範囲を超える場合は、別表に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い順に本事業の予算の範囲内で事業実施主体を選定するものとする。

※ポイントが同じ事業応募者間にあつては、1経営体当たりの額(事業実施経費を事業応募者を構成する取組経営体数で除した額)が低い順に選定する。

8 補助金の支払

補助金の支払は精算払または必要に応じて概算払ができるものとする。

9 その他

補助金の実施に関して必要な事項は、この要領に定めることのほか、民間GAP認証取得支援事業実施要領(平成30年5月18日農林部長決裁)、民間GAP認証取得支援事業費補助金交付要綱(平成30年5月18日農林部長決裁)によるものとする。

附 則

この要領は平成30年7月24日から施行する。